

麻生区役所
直流電源装置長寿命化整備業務委託

入札説明書

令和8年10月

麻生区役所まちづくり推進部総務課

入札説明書

「麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託」の入札については、この入札説明書に定めるもののほか、入札公告、関係法令等に定めるものとします。

1 入札書の提出に関する事項

入札書を提出するときは、一般競争参加資格確認通知書の提示が必要となりますので、必ず持参してください。

入札書の提出者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札書を提出する場合は、入札に関する権限の委任を受けなければなりません。（入札書の提出時に委任状を併せて提出してください。）

2 その他必要な事項

(1) 入札方法

入札は、所定の入札書をもって行います。

入札書は、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。また、入札を代理人に委任する場合は、入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、押印のうえ提出してください。

(2) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、開札日当日に再度入札を行います。（入札書の提出がない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。）

(3) 添付書類等

ア 委託契約約款、委託仕様書

イ 一般競争入札参加資格確認申請書

ウ 質問書

川崎市委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(日程表の提出)

- 第2条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務日程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証
- 2 受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託契約金の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第24条の2第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受注者が同項第2号、第3号又は第6号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 委託契約金の変更があった場合は、保証の額が変更後の委託契約金の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の委託契約金の10分の3に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するかどうかにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第7条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

3 受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（調査等担当職員）

第8条 発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場代理人等）

第9条 受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

2 発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第10条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託契約金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第11条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

（臨機の措置）

第12条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託契約金の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(業務の報告又は調査)

第13条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

(損害の負担)

第14条 業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理した日から10日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前2項の規定を準用する。

4 受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

(委託代金の支払)

第16条 発注者は、前条に規定する検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して30日以内に、委託代金を支払うものとする。

(部分使用)

第17条 発注者は、第15条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(前払金の請求及び支払の時期)

第18条 受注者は、保証事業会社と履行期間を保証期間として公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託契約金の10分の3以内で発注者が定める額の前払金を請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 前払金の支払いの時期は、第1項の請求があった日から15日以内とする。

(前払金の使用等)

第19条 受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

(内払)

第20条 発注者は、業務の完了前に業務既済部分の相当金額が委託契約金の10分の5に達したときは、当該既済部分に相当する金額の10分の9以内において、委託契約金の一部の支払いをすることができる。

(契約不適合責任)

第21条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第21条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第15条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第22条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第16条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の催告による解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第21条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

(6) 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的

を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第 23 条の 5 又は第 23 条の 6 の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第 23 条の 3 第 23 条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 23 条の 4 第 23 条又は第 23 条の 2 に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 23 条の 5 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 23 条の 6 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第 10 条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 第 10 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 2 分の 1 を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 23 条の 7 第 23 条の 5 又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 24 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

4 第 2 項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

5 第 23 条、第 23 条の 2 又は第 36 条第 1 項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

6 第 23 条の 3、第 23 条の 5 又は第 23 条の 6 の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第 24 条の 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、委託契約金の 10 分の 1 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 23 条、第 23 条の 2 又は第 36 条第 1 項の規定により契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任

された破産管財人

- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等
- 3 第 1 項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

(解除に伴う措置)

- 第 2 5 条 契約が解除された場合において、第 18 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 23 条、第 23 条の 2 又は第 36 条第 1 項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第 23 条の 3、第 23 条の 5 又は第 23 条の 6 の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。
- 4 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第 23 条、第 23 条の 2 又は第 36 条第 1 項によるときは受注者が負担し、第 23 条の 3、第 23 条の 5 又は第 23 条の 6 によるときは発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。
- 5 第 3 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第 1 号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 6 第 2 項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 23 条、第 23 条の 2 又は第 36 条第 1 項によるときは発注者が定め、第 23 条の 3、第 23 条の 5 又は第 23 条の 6 の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(不正行為に対する賠償金等)

- 第 2 6 条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、委託契約金の 10 分の 2 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為又は同項第 6 号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるとき。
 - (2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。
- 3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が委託契約金の 10 分の 2 に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。
- 5 賠償金は、委託契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
- 6 第 1 項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除

することができる。

(保険)

第27条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(発注者への報告等)

第27条の2 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第28条 この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(特定業務委託契約における台帳)

第29条 受注者は、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号。以下「条例」という。）第8条第1号に規定する台帳（以下「台帳」という。）を条例第7条第1項に規定する対象労働者（以下「対象労働者」という。）の同意を得て作成し、事業場その他適当な場所に備え置かなければならない。

2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(特定業務委託契約に係る事項の周知)

第30条 受注者は、次に掲げる事項を、契約に係る作業が行われる事業場の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を当該作業に従事する対象労働者に交付しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 条例第7条第1項に規定する作業報酬下限額

(3) 条例第9条の申出をする場合の申出先

(4) 対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(特定業務委託契約における対象労働者からの申出への対応)

第31条 受注者は、条例第9条の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

(特定業務委託契約における作業報酬の支払)

第32条 受注者は、対象労働者に作業報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該作業報酬が支払われていない場合にあっては条例第8条第5号に規定する基準額（以下「基準額」という。）を、支払われた当該作業報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(特定業務委託契約における不利益取扱いの禁止)

第33条 受注者は、対象労働者が条例第9条の申出をしたことを理由として、当該対象労働者に対し、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(特定業務委託契約における立入調査等)

第34条 受注者は、条例第10条第1項の規定による発注者からの報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(特定業務委託契約における是正措置)

第35条 条例第10条第1項又は第2項の報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第29条から前条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求められたときは、受注者は、速やかに是正の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を発注者が指定する日までに発注者に報告しなければならない。

(特定業務委託契約における解除の特則)

第36条 発注者は、受注者が条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の必要な措置を講じず、又は同条の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除によって受注者に損害が生じた場合においても、その損害を賠償する責任を負わない。

麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託 仕様書

1 業務件名

麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託

2 履行場所

川崎市麻生区万福寺1丁目5-1

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

麻生区役所1階電気室に設置されている直流電源装置について、鉛蓄電池及び制御基板の交換、試運転調整等を行う。

5 現場作業日

(1) 搬出入

- ア 事前に施設管理者と協議を行い、搬出入日を決定すること。
- イ 搬出入経路を事前に確認すること。
- ウ 施設への影響がないように館内の搬出入ルートには養生を行うこと。
- エ 状況によって開館時間外での対応や誘導員の配置、また、対象設備の分割やクレーン作業などでの搬出入を行うこと。

(2) 現場作業

- ア 作業のスケジュールについて、事前に施設管理者と協議を行うこと。
- イ 作業時間は原則として8時30分から17時15分までとすること。なお、施設の運営に支障のないように行い、時間外に作業を実施する場合は施設管理者と協議の上で対応すること。また、騒音・振動が発生する作業は、施設管理者とスケジュール調整等を必ず行うこと。
- ウ 事前搬入を行う場合は、事前に施設管理者と協議を行い、仮置スペースの確認等を行った上で実施すること。
- エ 現場作業日は、施設管理者とスケジュール調整を密に行い、決定すること。なお、停電を伴う作業を行う場合は開庁日ではない土曜日、日曜日、祝日のいずれかで行うものとする。

6 共通仕様

業務の遂行においては、次に示す仕様書を適用すること。

- 「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械）（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械）（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「公共建築設備工事標準図（建築・電気・機械）（最新版）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「公共建築工事特則仕様書（建築・電気・機械）（最新版）」（川崎市まちづくり局施設整備部）
- 「工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「工事写真撮影ガイドブック 電気設備編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 「工事写真撮影ガイドブック 機械設備編」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

7 既設諸元

- 制御弁式据置鉛蓄電池
 - ・メーカー：株式会社 GSユアサ
 - ・蓄電池種類：制御弁式据置鉛蓄電池
 - ・形式：SNS-200 54セル（定格：108V 200AH/10HR ※温度センサー含む）
 - ・整流器型式：TR-SNTR10030

8 委託内容

- (1) 次表に示す100V直流電源装置用蓄電池及び整流器用部品の調達・交換・取付、試運転調整等を行う。（既設機能を維持し、能力を満たすものであれば、同等品可。ただし、予め担当課と協議すること。）

No	項目	型式、備考	数量	単位
1	制御弁式据置鉛蓄電池	形式：SNS-200×54セル	1	式
		定格：108V 200Ah/10HR		
2	直流電源装置交換部品	直流電源装置型式：TR-SNTR10030 製造番号(2015年製)：30547300		
(1)	制御基板(DPC)	PO-1467##-10-2-A	1	式
(2)	制御基板(LMD)	PO-1284##-1-NNC	1	式

No	項目	型式、備考	数量	単位
(3)	制御基板(PSU)	PO-1521##-T2-10	1	式
(4)	制御基板(LCD)	PO-1280C1	1	式

※消防設備等届出申請（書類作成・届出等）も本業務に含まれる。

※工事・保守用仮設電源も本業務に含まれる。

※産業廃棄物運搬処分も本業務に含まれる。蓄電池は広域認定制度による。

※電気主任技術者の立会費、手配も本業に含まれる。

※部品名称、型式、項目等詳細は、別紙「蓄電池盤図面」を参照のこと。

- (2) 業務に必要な機器、消耗品、取替部品、安全器具等は受注者の負担とする。また、電気主任技術者の立会が必要な場合（キュービクル内でのブレーカー操作、結線等）、電気主任技術者の手配及び立会費も本業務に含まれる。
- (3) 搬入・搬出（揚重含む）、運搬、養生、撤去・廃棄、片付け清掃、作業区画表示等も本業務に含まれる。施設管理者と事前確認を行うこと。また、仮設足場、仮設電源が必要な場合も本業務に含まれる。
- (4) 部品交換において、配管・保温材・天井材・電気配線・盤等の撤去・接続・交換・補修・改造等が必要な場合、本業務に含まれる。電気容量等により改造が必要な場合も適切に対応すること。
- (5) 必ず試運転調整を行い、単体運転及び関連機器との連動運転に問題がないことを確認した上で引き渡すこと。使用に問題がある場合は、修正した上で引き渡すこと。なお、試運転実施時は発注者立会のもと、他の設備に影響を及ぼさないよう安全対策を講じてから実施すること。また、本業務実施後における初回稼動時には施設管理者や保守点検業者と調整の上、必要に応じて現場立会を行うこと。
- (6) 整備にあたり、設置環境及びこれまでの使用状況、整備状況、寸法等の調査や稼動に伴う各種調査も本業務に含まれる。
- (7) 部品については、原則、メーカー純正品を使用すること。その他については、J I S等の規格品を優先して使用すること。また、作業を進めるにあたってその他設置部品が必要となった場合、必要に応じて適宜対応すること。
- (8) 作業により既設設備の性能を維持すること。また、その他既設設備の機能に影響を及ぼさないよう十分注意すること。なお、本業務の実施により、その他既設設備において受注者の故意又は重大な過失による不具合等が生じた場合は、受注者の負担と責任において対応すること。
- (9) 業務の遂行に伴って生じた派生物は、受注者において適切に処理すること。石綿含有については必要に応じて受注者にて調査し、石綿含有部材が発見された場合、関係

法令に従い適切に処理すること。

(10) 官公庁等への手続きが必要な場合は書類作成等、適切に対応し、施設管理者との事前調整を行うこと。

(11) 改修機器の見えるところに、実施年月をラベルシール等に表示すること。

(12) 受注者は必ず類似業務経験のある者を委託業務代理人として選任すること。委託業務代理人は現地作業期間中、現場に常駐すること。やむを得ず委託業務代理人が現場に出向できない場合は代理者を選任すること。

(13) 整備期間中は、作業員として必ずメーカー等の専門技術者を配置すること。配置されていることがわかるよう、現場体制表（組織表）に示すこと。

(14) 本業務に付随して発生する配管配線等の復旧作業については、一般建設業の許可を有する者が実施すること。

9 安全管理

(1) 業務の実施にあたっては、作業従事者に安全教育の周知徹底を図るものとする。また、危険を伴う作業も想定されるため、必要十分な保護具、防具及び予防装置を講じて災害等が発生しないよう留意するとともに、万一災害等が発生した場合は、受注者の負担において処置すること。

(2) 業務に関わる整備・試験等の実施にあたっては、履行場所及び構外その他施設に影響を及ぼさないよう十分注意するとともに、人体、機器等に害を及ぼさないよう必要に応じて安全対策を講じること。また、履行場所構内外で作業する業者間の作業調整及び整合に留意し、安全作業に努めること。

(3) 引火性のあるクリーニングスプレー、油脂類、有機溶剤を使用する場合は、十分に換気を行い発火防止及び吸引による中毒防止に努めること。

(4) 高所作業にあたっては、作業床を配置する、安全帯を使用するなど墜落防止の措置を講じること。脚立等不安定な昇降用具を使用した作業は行わないこと。

(5) 長尺物は立てたり、肩に担ぐことがないようにすること。複数人により腰下で運搬すること。

(6) 重量物は複数人で運搬し、作業従事者単独での運搬は厳禁とする。

(7) レッカー、ユニック設置時は誘導員を配置し、来庁者の通行帯・安全を確保すること。

10 提出書類

次表に示す書類を提出すること。その他についても、必要に応じて提出すること。

提出時期	書類名称	備 考
契約時	契約書	2 通
現場着手前	委託業務着手届	

提出時期	書類名称	備 考
	業務概要	
	部品（機器）一覧表	交換前後の一覧表を作成すること。 品名（機器名）、型式（能力）、数量、メーカー等を記載すること。
	仮設計画（養生、搬出入計画含む）	搬出入・養生・仮設（足場）の経路、範囲、種類等を示すこと。
	委託業務代理人・技術者（作業員）届及び経歴書	委託業務代理人の経歴書を提出すること。必ず本業務委託の類似業務経験を記載すること。
	現場体制表（組織表）	組織、現場作業員の体制がわかるように記載すること。
	緊急連絡体制	
	作業工程表	搬出入、現場作業、特記事項（工事音、停電等）等について、作成すること。
	再委託承諾願	必要に応じて提出すること。
	官公庁各種届出書	必要に応じて作成すること。
完成時	委託業務完了届	
	記録写真	「工事写真撮影ガイドブック」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を適用すること。
	保証書及び試験成績書	交換部品に関して、製造者による保証書及び試験成績書を提出すること。
	試運転成績書	必要に応じて、試運転成績書、点検報告書、測定記録、点検チェックシート等を作成すること。
	官公庁各種認可書	必要に応じて作成すること。
	マニフェスト A、B2、D、E（写し）	
	フロン回収行程管理票 A,E（写し）,F	必要に応じて作成すること。
	家電リサイクル券（写し）	必要に応じて作成すること。
	取扱説明書	
	機器等の保証書	

※施設管理者又は官公庁への提出書類が必要な場合は随時申請書類の作成・提出を行うこと。

※委託業務着手届、委託業務代理人・技術者（作業員）届、経歴書、現場体制表（組織表）及び完了届は川崎市ホームページにある「まちづくり局委託業務監督要領」を参

照し、作成のこと。

※受注者は業務終了後、速やかに完了届及びその他業務報告書をともに発注者に提出し、業務の履行状況について検査を受けること。

※書類はファイルに綴じて提出すること。なお、完成時の記録写真等は発注者に2部提出するものとし、そのうち1部は電子データで提出すること。

11 関係法令等の遵守

業務に関係のある法令、条例、規程等は、よくこれを遵守し、諸法令への適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

12 無石綿化への対応

受注者は、石綿による健康障害を防止するため、業務の実施に当たっては次のとおり対応すること。

- (1) 使用する全ての建材は、石綿を原材料としていないものを用いて施工すること。
- (2) 下請契約における受注者に対して同様の内容を周知し、徹底が図られるようにすること。

13 その他

- (1) 仕様書等は、委託の概要を示すもので、たとえ明記なき場合でも本委託業務履行上、当然必要と認められるものは本委託に含まれるものとする。また、受注者は、仕様書とともに委託契約約款の内容にも基づいて、本委託業務を履行すること。
- (2) 業務に必要な電力・用水は施設運営に支障がない範囲で発注者、施設管理者が支給する。なお、支給点から2次側の設備については、自家発電機等を準備するなど、受注者にて対応すること。
- (3) 業務の諸手続及びその費用は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。また、契約の解除及び期間満了後以降においても同様とすること。
- (5) 受注者は、発注者及び施設管理者の求めに応じ逐次内容を説明すること。
- (6) 受注者は施設の業務に支障のないように行うこと。また、整備中の騒音、振動は細心の注意を払うこと。施設の運営に支障がないように発注者、施設管理者との事前調整を行うこと。
- (7) 受注者は、業務に要する養生を必要に応じて自ら行うこと。また、養生作業は、建物、エレベーター、壁面、手すり、ワックス塗装、木面等、傷をつけることのないよう、事前に発注者及び施設管理者と調整の上で行うこと。
- (8) 資材及び廃材置場が必要な場合は、発注者、施設管理者と協議を行い、指定された場所に設置すること。

- (9) 入退所、借用品（鍵、現場据付治具類、関係図面類）の取扱は発注者、施設管理者と事前に打合せを行うこと。
- (10) トイレは発注者が指定した場所を利用する。
- (11) 喫煙は敷地内禁煙とする。
- (12) 構内に作業車両を駐車する時は発注者に申し出、承諾を得た後に、発注者が指定した場所へ駐車する。ただし、車両台数は必要最低限度とし近隣の有料駐車場の利用も確認しておくこと。
- (13) 受注者は、業務中事故が発生した時は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を発注者及び施設管理者に報告し、応急措置を加えた後、書面により発注者及び施設に詳細な報告並びにその後の対策案を提出すること。
- (14) 仕様書に記載のない事項、発生した疑義は、適宜発注者との協議に応じること。

C:\temp\17064474

GA-56761-C11

C:709051

A:709051

F

D

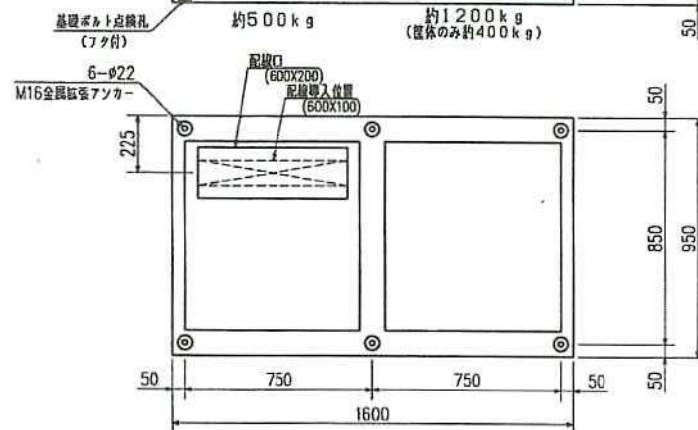
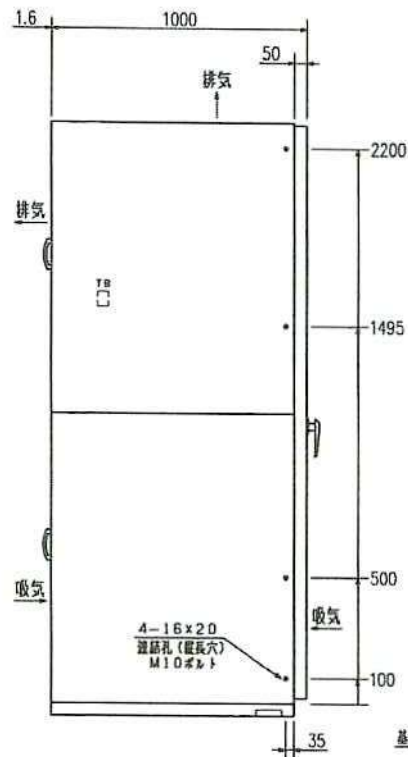
C

B

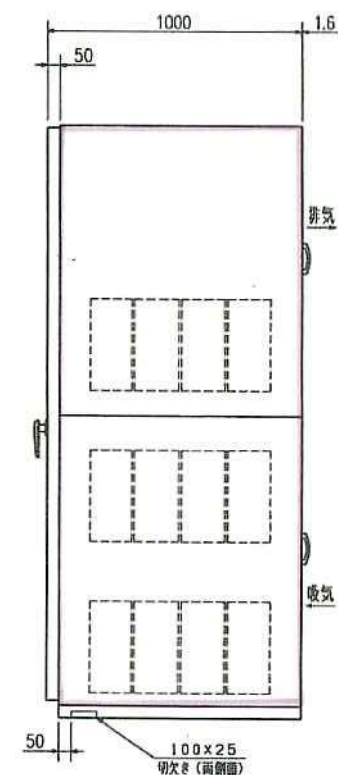
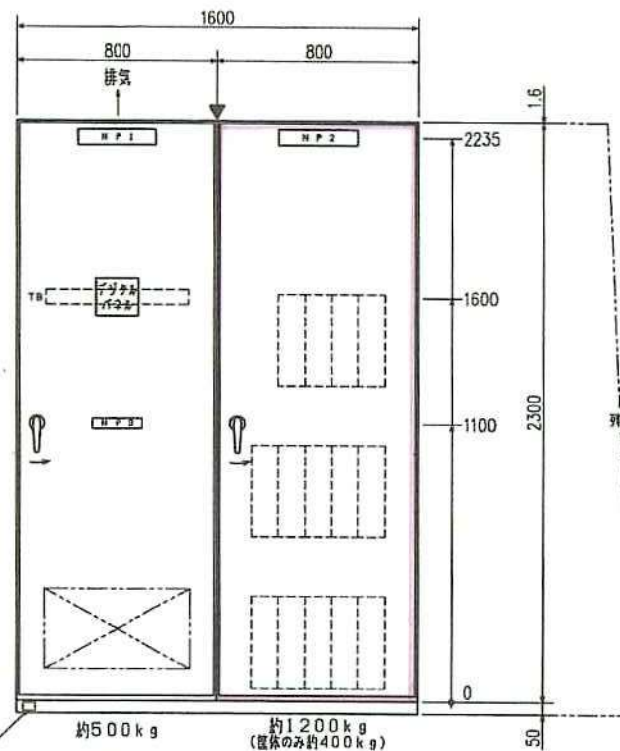
A

注. 横倒し搬入可能な構造とします。
注. 図中の $\square$ は換気口を示します。形状の詳細は“外観構造仕様”を参照下さい。

型式記号	CE	認定範囲	寸法(mm)	W400~10000, L300~2300, H500~2600+500
型式認定番号	14D767		出力	DC12~200V 10~1000A
型式記号	CB	認定範囲	寸法(mm)	W400~10000, L300~2300, H1000~2600+500
型式認定番号	14F318		出力	---



正面



DSG	設計	DWN	監製	CHK	校閲	DWG TITLE	図面名称
田中					牧田	外形図(1)	
DATE	日付	2015/09/02	APP	承認	田中	30547300, 7302	
MARK	DATE	REVISIONS	DSG	APP	SOL	尺数	UNIT
GSYUASA							
株式会社GSユアサ							
GS Yuasa International Ltd.							
EST	DWG NO	見取図番号	DWG NO	図面番号	SHEET NO	REV	
AWETKX	17064474				C11		

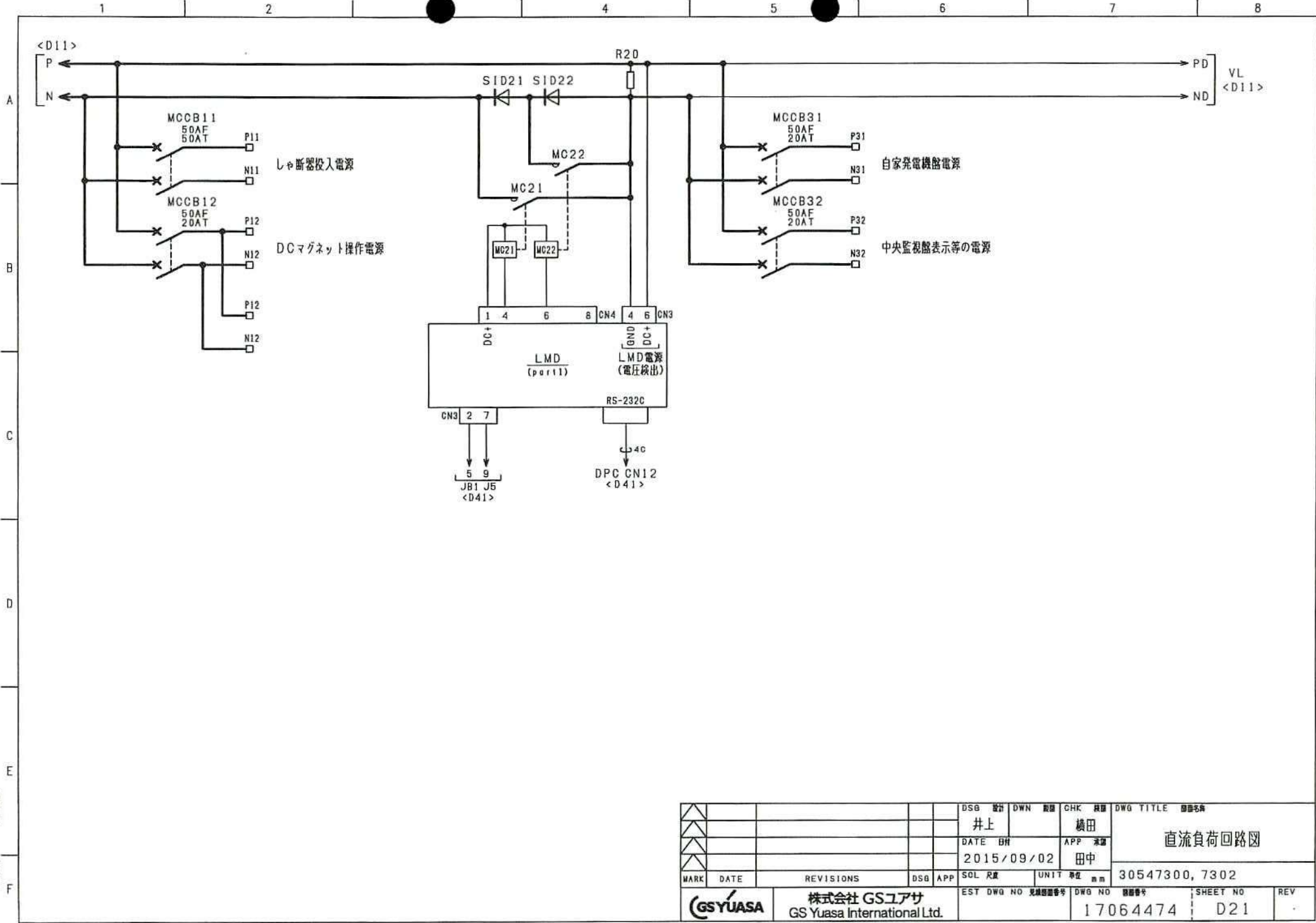


D21 B. dwg. 1:1. 42506

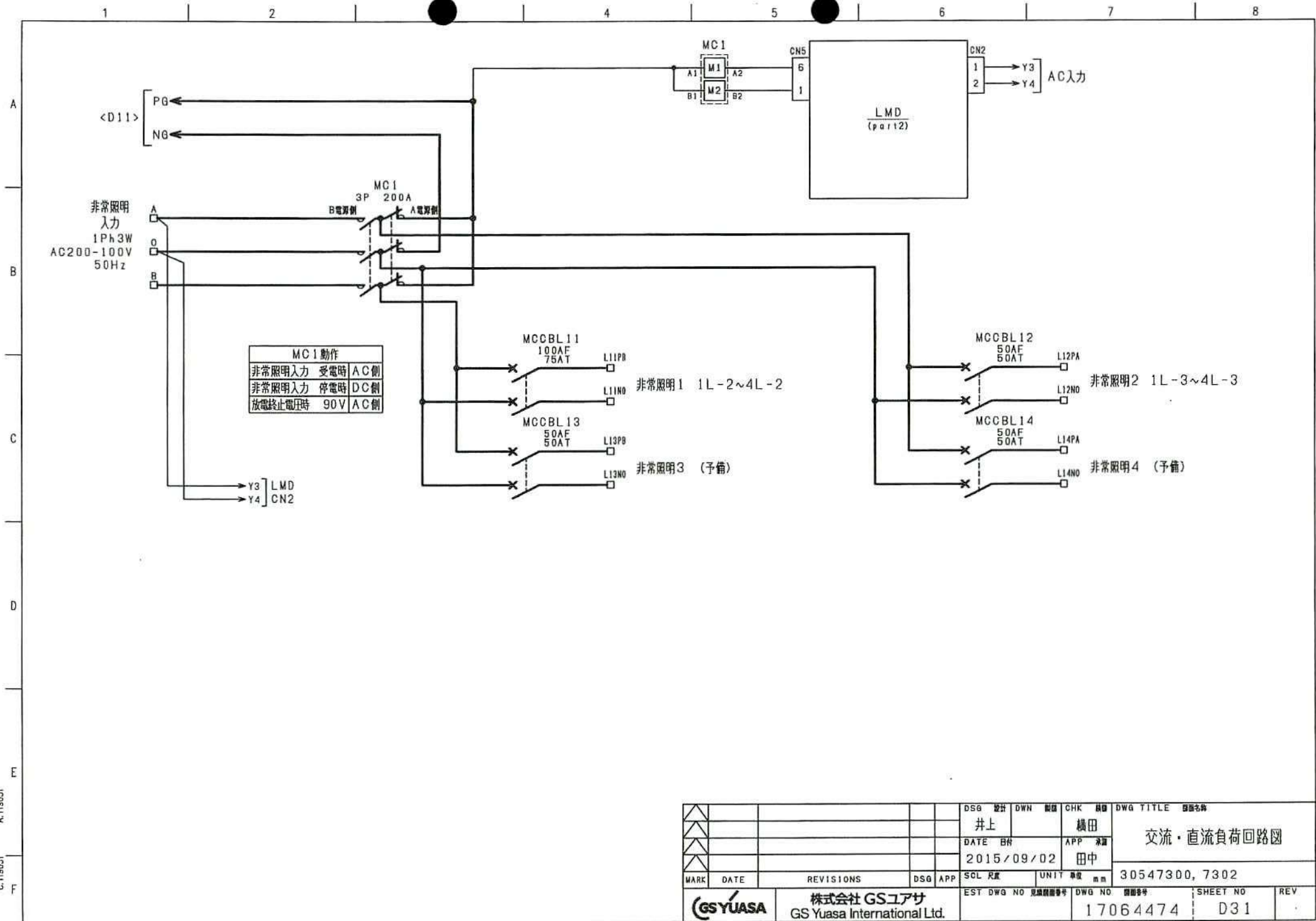
C:\temp\17064474

GA-56761-D21

C:119051 A:119051



△				DSB 設計	DWN 監修	CHK 検査	DWG TITLE 図面名称
△				井上		横田	直流負荷回路図
△				DATE 日付	APP 承認		
				2015/09/02	田中		
MARK	DATE	REVISIONS	DSB	APP	SOL 尺度	UNIT 単位 mm	30547300, 7302
GSYUASA	株式会社 GSユアサ	GS Yuasa International Ltd.	EST DWG NO 見積図番	DWG NO 図番	SHEET NO	REV	
			17064474		D21		



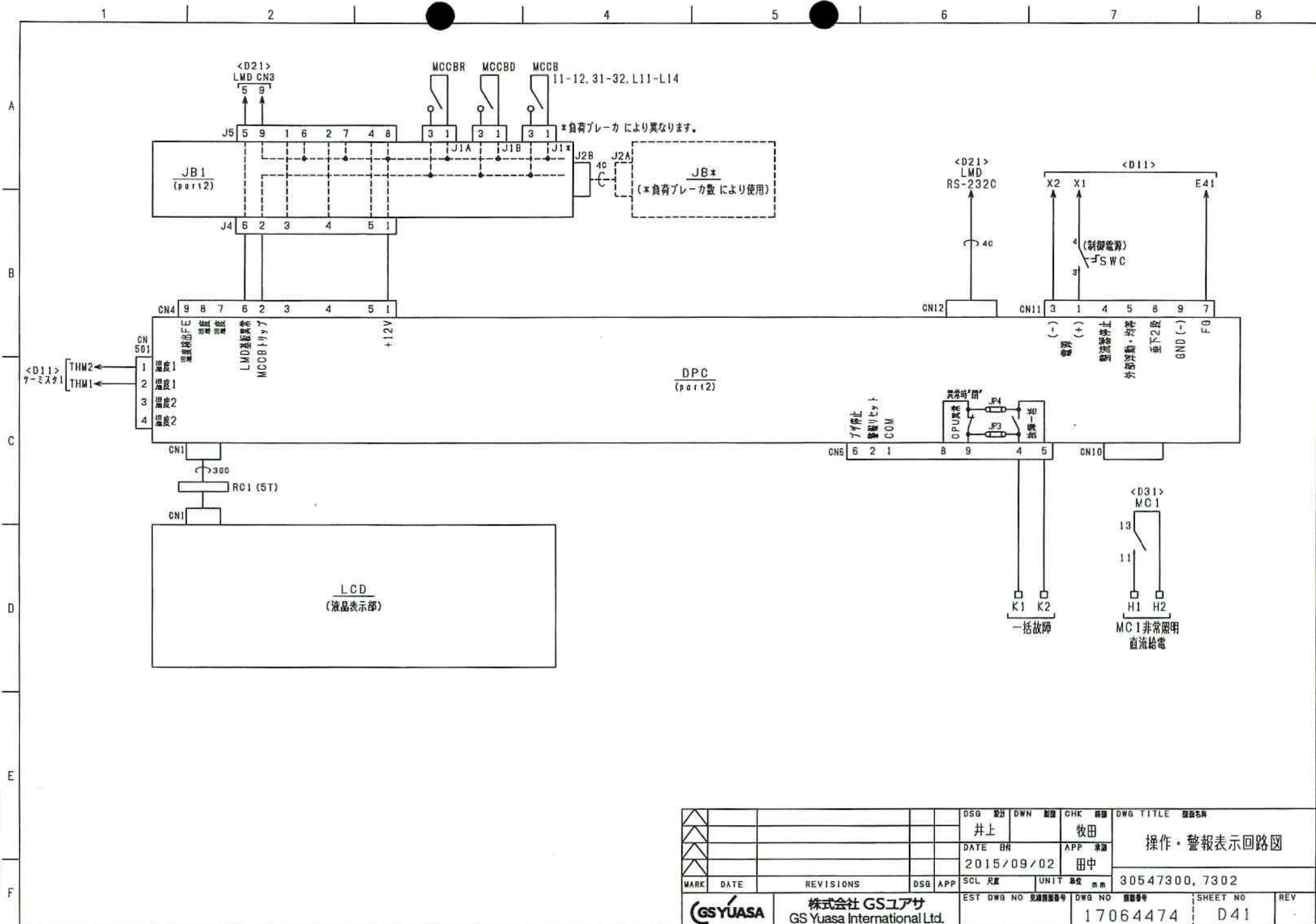
DSG	設計	DWN	図面	CHK	校核	DWG TITLE	図面名称
	井上				横田	交流・直流負荷回路図	
DATE	日付	APP	承認		田中		
	2015/09/02						
MARK	DATE	REVISIONS	DSG	APP	SCL	尺度	UNIT
						単位	mm
EST	DWG NO	見直し回数	DWG NO	図面番号	SHEET NO	REV	
	17064474				D31		

D41 A.dwg, 1:1, 42506

C:\temp\17064474

GA-56761-D41

C:709051 A:709051



DSG	設計	DWN	監製	CHK	校核	DWG TITLE	部品名称
井上				牧田		操作・警報表示回路図	
DATE	2015/09/02	BR		APP	承認		
田中							
MARK	DATE	REVISIONS	DSG	APP	SCL	尺度	UNIT
					mm		
EST	DWG NO	見解書番号	DWG NO	図面番号	SHEET NO	REV	
	17064474				D41		

C:\temp\17064474
GA-56761-F11
C:119051 A:119051

F11 B.dwg. 1:1. 42506

A

B

C

D

E

F

1

2

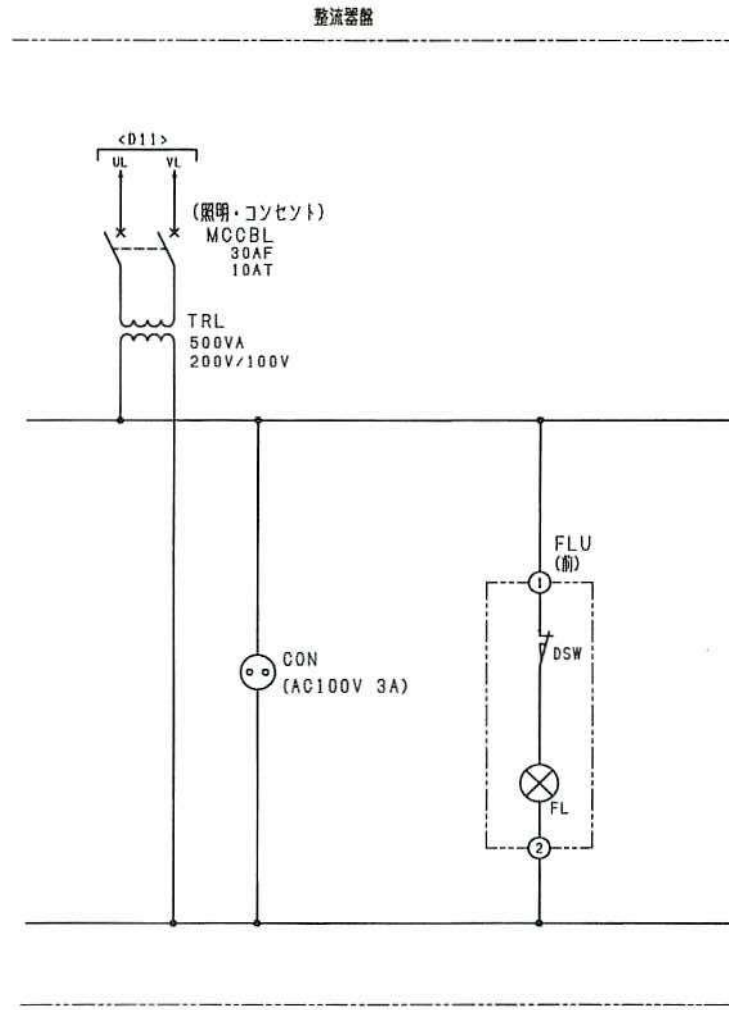
4

5

6

7

8



△				DSG 設計	DWN 製図	CHK 校核	DWG TITLE 図面名称
△				井上		横田	盤内照明回路図
△				DATE 日付	APP 承認		
△				2015/09/02	田中		
MARK	DATE	REVISIONS	DSG APP	SCL 尺度	UNIT 単位	mm	30547300, 7302
GS YUASA		株式会社 GSユアサ		EST DWG NO 見積図面番号	DWG NO 図面番号	SHEET NO	REV
		GS Yuasa International Ltd.			17064474	F11	

令和8年 月 日

一般競争入札参加資格確認申請書

(宛先)
川崎市長

会社名 業 者 番 号 ()
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和8年10月8日に公告された次の競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

- 1 件 名
麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託
- 2 履行場所
川崎市麻生区万福寺1丁目5-1
- 3 履行期限
契約日から令和9年3月31日 まで
- 4 入札参加資格を証する書類
別添のとおり
- 5 担当者及び連絡先
 - (1) 所属部署 :
 - (2) 担当者名 :
 - (3) 電話番号 :
 - (4) F A X 番号 :
 - (5) 電子メール :

質 問 書

令和8年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

会 社 名 _____

代表者名 _____

件名：麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託

質 問 事 項

委 任 状

私は、令和8年10月8日付川崎市公告（件名：麻生区役所直流電源装置長寿命化整備業務委託）において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項 1 入札（見積り）に関すること。

令和8年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

委任者（代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印